



分介発0907第1号
平成24年9月7日

社会保障審議会
会長 大森彌殿

介護給付費分科会

分科会長 大森 彌



東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正について（報告）

平成24年9月7日厚生労働省発老0907第2号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記について、当分科会は審議の結果、諮問のとおり改正することを了承との結論を得たので報告する。

ただし、当該了承に際し、平成23年分介発0413第1号の趣旨を改めて確認の上、基準該当訪問看護の事業の実施状況を詳細に把握し、報告すること。